

別図（第2条関係）

## 判 定 図

- (1) 戸数は棟数単位とする。ただし1棟の建築物であっても複数の個人が区分所有の時はそれぞれ1戸として数えるものとする。
- (2) 公道部分に面した建築物については、原則として戸数に数えないものとする。
- (3) 判定図に該当しない場合は別途協議とする。

(凡例)

